

注意

# 給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

市町村使用欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
※ 処理事項	

◎この異動届は異動があった翌月の10日までに必ず提出して下さい。 ◎税額がない方についても提出が必要です。  
◎この異動届はコピーしてご利用いただいても結構です。

1 転勤、再就職等により移動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先  
に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要  
の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。  
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収する事が義務づけられています。

平成 年 月 日	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	個人番号					
西原町長あて		名称		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話 ( ) -					
		代表者の職氏名印		(印)						
フリガナ	給与所得者	(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額	備考
氏名	(旧姓)	平成 年度	月から				1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(会社にて全額徴収済) 3. 普通徴収(個人より残額徴収)	円	
生年月日			月分まで					(3を○で囲んだ場合は一括徴収できない理由欄に○を付してください。)	控除社会保険料額 円	
1月1日現在の住所										
現住所										

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収した税額は 月分で納入します。	給与又は退職手当等の支払予定日	徴収予定額 合計(上記(ウ)と同額)	※市区町村記入欄
1. 異動が平成23年12月31日までで、申出があったため( 月 日申出)	2. 異動が平成24年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。				
一括徴収できない理由		( 月 日納入)		円	
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。 2. その他、理由( )					

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

必ず記入してください。↓

月割額 円	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	新規
月分から徴収し 納入する。		フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話 ( ) -
		氏名			
		代表者の職氏名印			

提出先…西原町字嘉手苅112番地 西原町役場税務課 〒903-0220 (TEL098-945-4729 内線141)